

下野市 行政評価市民評価シート

[平成22年度]

評価シート一覧

事業数	担当部	担当課	事務事業名	事務事業番号	頁番号
1	総合政策室	総合政策室	広報発行事業	492	1
2	市民生活部	生活安全課	国際交流事業	100	3
3		市民課	国民健康保険特別会計繰出金	359	5
4		市民課	人間ドック事業	365	7
5		環境課	斎場使用料補助事業	379	9
6		環境課	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	393	11
7		生活安全課	消防防災施設管理事業費	407	13
8		健康福祉部	健康増進課	乳幼児健康診査事業	234
9	児童福祉課		南河内児童館事業	266	17
10	児童福祉課		子育て支援センター費	283	19
11	社会福祉課		日中一時支援事業	304	21
12	高齢福祉課		福祉タクシー事業	328	23
13	高齢福祉課		長寿祝金事業	334	25
14	経済建設部	農政課	農業用施設維持管理事業	133	27
15		商工観光課	共通商品券(プレミアム付)発行事業	134	29
16		商工観光課	中小企業制度融資促進事業	147	31
17		区画整理課	石橋駅周辺土地区画整理事業	166	33
18		建設課	市道維持修繕事業	179	35
19		建設課	市道南1-1号線道路整備事業	182	37
20		建設課	橋梁長寿命化修繕事業	199	39
21		都市計画課	自治医大駅バリアフリー整備事業	206	41
22	上下水道部	水道課	水道施設整備事業	418	43
23		下水道課	浄化槽設置補助金	421	45
24		下水道課	公共下水道事業(雨水)	425	47
25	教育委員会	教育総務課	幼稚園就園奨励費補助事業	4	49
26		学校教育課	ひとり学び応援事業	23	51
27		教育総務課	薬師寺小学校校舎改修事業	42	53
28		生涯学習課	石橋公民館管理運営事業	64	55
29		スポーツ振興課	市民体育祭開催事業	71	57
30		文化課	芸術文化事業	87	59

事業順は各部ごとの章・節・施策順

平成 22 年 11 月
下野市 総合政策室

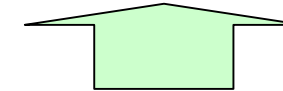
平成22年度 下野市行政評価市民評価シート

事務事業名	広報発行事業		所管部課	総合政策室
意 図	市政の啓発や行政情報、地域の話題等を広く市民に周知するため、「広報しもつけ」を発行する。 ごみの分別収集や市の行事、保健事業など市民の生活に密着した情報を総合的・効果的に周知するため、「行政カレンダー」を発行する。			
事業概要	広報しもつけの発行、行政カレンダーの発行			
必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている		
	根拠法令等	章 6 市民と行政の協働による健全なまちづくり	節 2 行財政運営の充実	施策 2 広報・広聴の充実
事業種別	市単独事業	×	施設整備や基盤整備等の建設事業	×
	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの			
事業内容	新規・継続	継続		
	事業詳細・手段	・広報しもつけの発行 各課に配置した広報委員の研修会等を通して、表現や見出しの工夫などによる市民に分かりやすい広報紙を目指している。また事業費抑制の観点から毎年入札により経費節減を図っている ・行政カレンダーの発行 より多くの情報を掲載し、かつ分かりやすいカレンダーとするため、「家庭ごみの正しい分け方・出し方」を始めとする付属資料の充実や事業費の面からは、毎年入札による経費節減を図っている。		
効率性	市の関与のあり方	市が事業主体となる。		
	事業量・頻度	・広報しもつけ 毎月1日発行、18,000部印刷 (各戸配布・集合住宅については大家等の管理者から配布) ・行政カレンダー 3月1日発行、24,200部印刷 (各戸配布・集合住宅については大家等の管理者から配布) (転入時に窓口配布)		
総事業費(経費内訳)	・広報しもつけ	需用費 消耗品費 76千円	印刷製本費 9,804千円	
	・行政カレンダー	需用費 印刷製本費 3,558千円		
年度別事業費	平成21年度 決算 (単位:千円)	平成22年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	492
	9,950	13,438		

事業推進方針

[広報発行事業 - 492 - 総合政策室]

	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業

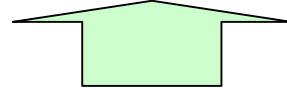


事業推進方針判断に際しての3つの視点		
必要性	事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。	高い <input checked="" type="checkbox"/> 低い
	広報紙・行政カレンダーは、市からのお知らせ、保健事業、ごみの分別収集の予定など市民生活に密着した情報を総合的、効果的に周知するものです。この事業は、市民が簡単に行政情報を入手するツールとして、さらに、市民と行政の情報共有と行政の透明度の向上を図るためにも重要なもので、総合計画に位置づけられています。	
熟度・緊急性	事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。	高い <input checked="" type="checkbox"/> 低い
	この事業は、行政情報などを広く市民に周知するために必要不可欠であり、発行しない場合、情報の入手手段がホームページなどに限られてしまうため、情報格差が拡大する恐れがあります。情報の格差是正を図るためにも、引き続き現行どおり発行する必要があります。	
効率性	事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫をおこなっているかなどを判断基準としています。	高い <input checked="" type="checkbox"/> 低い
	この事業は、毎年度入札を行うことにより印刷単価の削減に努めています。また、よりわかりやすく効率的な広報紙とするために、掲載基準などの見直しを行いながらページ数の削減などを行っていくことにしています。	

平成22年度 下野市行政評価市民評価シート

事務事業名	国際交流事業		所管部課	市民生活部	生活安全課
意 図	旧石橋町より30年以上続いているドイツとの姉妹都市交流事業の遂行並びに国際社会における市民の国際意識の啓発を図る。				
事業概要	国際交流員の配置、姉妹都市への中学生の派遣及び受け入れを実施。				
必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている			
	根拠法令等	章 1 みんなで学び文化を育むふれあいのまちづくり	節 3 豊かに暮らす文化の振興	施策 3 地域間交流・国際交流の推進	
事業種別	市単独事業	× 施設整備や基盤整備等の建設事業		× 設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの	
	新規・継続	継続			
熟度・緊急性	事業詳細・手段	国際交流員によるドイツ語講座の開催、学校訪問等の実施 姉妹都市への中学生を派遣及び受け入れ事業の実施			
内容	市の関与のあり方	市が事業主体			
	事業量・頻度	国際交流員1名配置 ドイツ中学生海外派遣(中学生30名、引率者5名) ドイツ中学生の受け入れ(中学生30名、引率者6名) 国際交流協会(個人会員 512人) (学生会員 31人)(法人会員 49団体)(ファミリー会員 7家族)の事務局 協会の事業・語学講座・ドイツ大学生受け入れ事業・国際交流員(パトリック)のイベント・会報ぐりむの発行			
効率性	国際交流事業費内訳	12,150千円(平成23年度予定)			
	総事業費(経費内訳)	・国際交流員関係	5,300千円	・ドイツ中学生派遣事業	4,490千円
		・ドイツ中学生受け入れ事業	1,910千円	・国際交流協会補助金	450千円
年度別事業費	平成21年度 決算 (単位:千円)	6,190	平成22年度 決算見込 (単位:千円)	6,636	事務事業番号 100

事業推進方針	[国際交流事業 - 100 - 生活安全課]
	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



事業推進方針判断に際しての3つの視点		
必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p> <p>この事業は、国際交流員の配置や姉妹都市への中学生の派遣、姉妹都市からの受け入れなどを行っています。異文化に対する理解を深め、国際感覚の豊かな人材を育成するため行われ、総合計画に位置づけられています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い</p>
	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p> <p>国際交流事業の内、中学生のドイツ姉妹都市派遣は3年に一度実施することにより、中学校在学中に一度は派遣の機会が与えられるようにしています。事業の廃止・縮小は、その機会を提供できなくなるとともに、伝統ある姉妹都市との友好関係が衰退する可能性があります。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い</p>
効率性	<p>事務事業の効率性を判断する際には、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているかなど経費削減の改善・工夫をおこなっているか、コストカットを図っているかどうかを判断基準としています。</p> <p>派遣内容、人員など事業内容を検証しながら、今後の国際化を踏まえた国際感覚豊かな人材を育成するよう努めていきます。</p>	<p>高い</p> <p>低い <input checked="" type="checkbox"/></p>

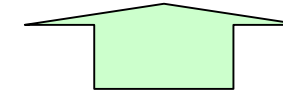
平成22年度 下野市行政評価市民評価シート

事務事業名	国民健康保険特別会計繰出金		所管部課	市民生活部	市民課	
意 図	一般会計から国民健康保険特別会計へ国民健康保険法に定められた方法により繰出金を繰出すことにより、国民健康保険事業の健全で安定的な運営が図れるよう財政支援する。					
事業概要	国民健康保険特別会計の安定的な運営を図るため一般会計から繰出金を繰出す。					
事業内容	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている				
	根拠法令等	国民健康保険法				
	事業種別	× 市単独事業	× 施設整備や基盤整備等の建設事業	× 設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの		
	新規・継続	継続				
必要性	章	4 安心して暮らせる健康で明るいまちづくり	節	3 保険・年金の充実	施策	1 保険・年金の充実
	事業詳細・手段	保険基盤安定繰出金、職員給与費等繰出金、出産育児一時金繰出金、財政安定化事業支援繰出金を国民健康保険特別会計に繰出すため予算を計上する。				
熟度・緊急性	市の関与のあり方	国民健康保険法により国、県、市が共同負担する部分もあるが、事業主体は市である。				
	事業量・頻度	世帯数	7,970世帯 (22年5月末現在)	被保険者	15,646人 (22年5月末現在)	
効率性	総事業費 (経費内訳)	総事業費 (平成23年度予定) 保険基盤安定繰出金 156,193千円 職員給与費等繰出金 98,102千円 出産育児一時金繰出金 21,534千円 財政安定化支援事業繰出金 12,000千円 その他の一般会計繰出金 1千円				
	年度別事業費	平成21年度 決算 (単位:千円)	平成22年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	359	

事業推進方針

(国民健康保険特別会計繰出金 - 359 - 市民課)

	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業

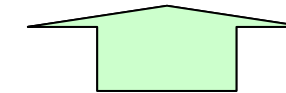


事業推進方針判断に際しての3つの視点		
必要性	事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。	高い <input checked="" type="checkbox"/> 低い
	この事業は、国民健康保険法に基づき、市の国民健康保険特別会計の安定的な運営を図るため、一般会計から繰り出しを行うもので、市民の生命と健康を守る国民健康保険制度の維持のために必要不可欠のもので、総合計画に位置づけられています。	
熟度・緊急性	事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。	高い <input checked="" type="checkbox"/> 低い
	法律により、国・県・市の負担割合が決められているものや、一定割合での繰出しが義務付けられているため事業縮小は困難です。	
効率性	事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫をおこなっているかなどを判断基準としています。	高い <input checked="" type="checkbox"/> 低い
	国の制度に基づく事業であるため、適切に事業を推進していきます。	

平成22年度 下野市行政評価市民評価シート

事務事業名	人間ドック事業		所管部課	市民生活部	市民課	
意 図	人間ドックを受診することにより疾病の早期発見、早期治療を行い被保険者の健康保持に務め、ひいては医療費の削減を図る。					
事業概要	30歳以上75歳未満の被保険者に人間ドックを実施し費用の7割を負担する。					
事業内容	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている				
	章	4 安心して暮らせる健康で明るいまちづくり	節	3 保険・年金の充実	施策	1 保険・年金の充実
	根拠法令等	国民健康保険法 下野市国民健康保険人間ドック健診等助成要綱				
	事業種別	市単独事業	×	施設整備や基盤整備等の建設事業	×	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの
事業内容	新規・継続	継続				
	事業詳細・手段	疾病の早期発見、早期治療を促すため、国保が契約した医療機関、健診機関で人間ドックを実施する。				
事業内容	市の関与のあり方	市が事業主体である。				
	事業量・頻度	延べ 450人				
事業内容	効率性	人間ドック委託料 15,750千円				
	総事業費(経費内訳)					
年度別事業費	平成21年度 決算 (単位:千円)	平成22年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	365		
	14,193	15,750				

事業推進方針	(人間ドック事業 - 365 - 市民課)
	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



事業推進方針判断に際しての3つの視点		
必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p> <p>人間ドックは、疾病の早期発見、早期治療を促すために必要なものです。疾病の早期発見は、健康の保持にとどまらず、将来の保険給付費の抑制にもつなげるために有効で、総合計画に位置づけられています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い</p>
	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p> <p>人間ドックは、特に疾病の早期発見に効果的で必要不可欠といえます。事業を廃止・縮小した場合、国保被保険者が人間ドックを受信する際に費用負担が増加し、受診者の低下につながる可能性があり、疾病の早期発見の機会を失う恐れがあります。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い</p>
効率性	<p>事務事業の効率性を判断する際には、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているかなど経費削減の改善・工夫をおこなっているか、コストカットを図っているかどうかを判断基準としています。</p> <p>人間ドックの受診状況などを考慮しながら、医療機関、検診機関とも連携し事業を進めていきます。</p>	<p>高い</p> <p>低い <input checked="" type="checkbox"/></p>

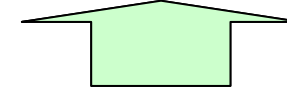
平成22年度 下野市行政評価市民評価シート

事務事業名	斎場使用料補助事業		所管部課	市民生活部	環境課
意 図	平成21年3月15日から宇都宮市新斎場「悠久の丘」が利用開始されたが、下野市は管外扱いとなり、旧斎場時管内扱いであった石橋地区住民の不利益にならないようにするとともに、全市民が管外の斎場を利用する際に不利益にならないようにする。				
事業概要	市民が管轄外の斎場を使用し、管外料金を支払った際の使用料金の一部を補助する。				
必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている			
	根拠法令等	章 5 豊かな自然と調和した快適で安全なまちづくり	節 1 快適な環境の創造	施策 1	ごみ処理等広域事業の推進
事業種別	市単独事業	×	施設整備や基盤整備等の建設事業	×	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの
	新規・継続	継続			
熱度・緊急性	事業詳細・手段	市民が管轄外の斎場で火葬場及び待合室を使用し管外料金を支払った場合、その一部を補助する。式場、控室、霊安室については、悠久の丘と小山聖苑のみを補助とする。			
内容	市の関与のあり方	市が事業主体で、市民が管轄外の斎場を使用した場合、その使用料の一部を補助する。			
	事業量・頻度	火葬場と待合室については、南河内・国分寺地区以外の方が小山聖苑を使用した場合50件、全市民が小山聖苑以外を使用した場合130件。式場、控室と霊安室については、南河内・国分寺地区以外の方が小山聖苑を使用した場合2件、全市民が悠久の丘を使用した場合5件。			
効率性	総事業費(経費内訳)	斎場使用料補助金 合計 11,310,250円 (火葬場) 計 8,394,000円 (控室) 計 109,750円 小山聖苑 50件×15,000円 小山聖苑 2件×15,000円 小山聖苑以外 130件×58,800円 悠久の丘 5件×15,950円 (待合室) 計 2,236,500円 (霊安室) 計 37,500円 小山聖苑 50件×3,000円 小山聖苑 2件×7,000円 小山聖苑以外 130件×16,050円 悠久の丘 5件×4,700円 (式場) 計 532,500円 小山聖苑 2件×80,000円 悠久の丘 5件×74,500円			
	年度別事業費	平成21年度 決算 (単位:千円)	平成22年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	379
		10,236	11,311		

事業推進方針

(斎場使用料補助事業 - 379 - 環境課)

	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



事業推進方針判断に際しての3つの視点		
必要性	事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。	高い <input checked="" type="checkbox"/> 低い
	この事業は、市民が管外の斎場を利用した場合に、使用料金の一部を補助するものです。費用負担の公平性を確保するために必要なもので、総合計画に位置づけられています。	
熱度・緊急性	事務事業の熱度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。	高い <input checked="" type="checkbox"/> 低い
	南河内・国分寺地区は小山聖苑が管内利用なっていますが石橋地区は管外利用となり、また、石橋地区の市民が宇都宮市斎場を使用する場合も管外扱いとなります。この事業を縮小した場合は、斎場利用の際の費用負担の公平が図れなくなります。	
効率性	事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫をおこなっているかなどを判断基準としています。	高い <input checked="" type="checkbox"/> 低い
	この事業は、使用料の一部を補助する事業のため、改善・工夫の余地がほとんどありませんが、今後、斎場の利用状況を精査しながら、小山広域への一本化に向けた検討を行いません。	

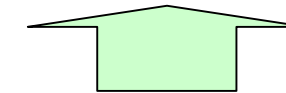
平成22年度 下野市行政評価市民評価シート

事務事業名	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業		所管部課	市民生活部	環境課
意 図	この事業を行うことにより、地球温暖化対策が図られ環境への負荷の少ない社会を形成することができる。また、設置時の市民への経済負担が少なくなる。				
事業概要	太陽光発電システムを住宅に設置する方を対象に、導入費用の一部を補助する。				
事業内容	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている			
	根拠法令等	(市)住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱			
	事業種別	市単独事業	× 施設整備や基盤整備等の建設事業	× 設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの	
	新規・継続	継続			
必要性	事業詳細・手段	発電システムを住宅に設置する方を対象に、発電システムの太陽電池の最大出力に1kw当たり3万円を乗じて得た額(12万円を限度)を補助金として交付する。			
	市の関与のあり方	市が事業主体となり、太陽光発電システムを住宅に設置する方を対象に、予算の範囲内において補助金を交付する。			
	事業量・頻度	発電システムの太陽電池の最大出力に1kw当たり3万円を乗じて得た額とし、12万円を限度とする。 120,000円×100件=12,000,000円			
効率性	総事業費(経費内訳)	太陽光発電システム設置費補助金 12,000千円			
	年度別事業費	平成21年度 決算 (単位:千円)	平成22年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	393
		0	12,000		

事業推進方針

(住宅用太陽光発電システム設置費補助事業 - 393 - 環境課)

	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



事業推進方針判断に際しての3つの視点		
必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p> <p>国では平成20年度に住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金を制定し、住宅用太陽光発電システムの普及を図っています。国とともに設置補助を行うことにより、環境への負荷の少ない社会を形成することができるため、総合計画に位置づけられています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い</p>
	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p> <p>この事業は、国、地方公共団体がともに推進している事業です。地球温暖化対策にもつながり、また、環境意識の啓発にも効果があります。この事業を縮小した場合、地球温暖化対策への取り組みが後退するとともに、多くの市町村が導入しているため、市民の不公平感が増加する可能性があります。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い</p>
効率性	<p>事務事業の効率性を判断する際には、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているかなど経費削減の改善・工夫をおこなっているか、コストカットを図っているかどうかを判断基準としています。</p> <p>この事業は、設置費用の一部を補助する事業のため、補助単価、補助期間などの見直しのほかに改善・工夫の余地がありませんが、県内の実施状況などを把握しながら、補助金額と交付件数について検討を加えていきます。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い</p>

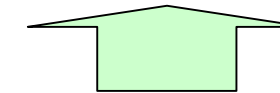
平成22年度 下野市行政評価市民評価シート

事務事業名	消防防災施設管理事業費		所管部課	市民生活部	生活安全課	
意 図	・消防施設を適切に管理することにより、円滑な消火活動が行えるようになる。 ・防災情報伝達システムを適切に管理することにより、気象庁・国から発表される緊急情報や市からの重要な事項を放送することができ、一斉に市民への情報伝達ができる。					
事業概要	消防防災施設の維持管理					
事業内容	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている				
	章	5 豊かな自然と調和した快適で安全なまちづくり	節	2 安全・安心なまちづくり	施策	2 消防・防災
	根拠法令等	消防組織法、災害対策基本法				
	事業種別	市単独事業	×	施設整備や基盤整備等の建設事業	×	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの
事業内容	新規・継続	継続				
	事業詳細・手段	・消防施設(消火栓、防火水槽標識・消防器具置場)の修繕 ・消火栓維持管理及び設置負担金 ・防災ネットワーク負担金 ・防災情報伝達システム維持管理費				
事業内容	市の関与のあり方	市が事業主体となる。				
	事業量・頻度	・消防団詰所24ヶ所(電気料、上下水道料、修繕工事費) ・消防小屋解体工事 2棟 ・防災情報伝達システム(屋外拡声器63箇所、屋内施設49箇所)維持管理 ・消火栓標識設置工事80基 ・火の見やぐら解体工事				
事業内容	効率性	消防防災施設管理事業費 45,481千円 【内訳】 需用費 光熱水費 1,920千円、修繕料 1,687千円 役務費 手数料 50千円 委託料 委託料 9,702千円 使用料及び賃借料 借上料 270千円 工事請負費 工事請負費 5,905千円 備品購入費 庁用器具購入費 78千円 負担金、補助及び交付金 負担金 25,869千円				
	年度別事業費	平成21年度 決算 (単位:千円)	平成22年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	407	
		34,601	45,481			

事業推進方針

(消防防災施設管理事業費 - 407 - 生活安全課)

	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



事業推進方針判断に際しての3つの視点		
必要性	事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。	高い <input checked="" type="checkbox"/>
	消防防災施設の適切な維持管理は、市民の生命・財産に大きく関わり必要不可欠のものです。今後とも、消防力の維持に努めることが重要で、総合計画に位置づけられています。	低い
熟度・緊急性	事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。	高い <input checked="" type="checkbox"/>
	この事業は、防災の拠点となる消防施設や防災情報伝達システムの維持管理に要する経費のため、この事業を縮小した場合、災害対策に多くの支障をきたす恐れがあります。	低い
効率性	事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫をおこなっているかなどを判断基準としています。	高い <input checked="" type="checkbox"/>
	この事業は、消防施設などの維持管理のため民間委託やコストカットの余地は多くありませんが、防災情報伝達システムの有効活用を図るなど、費用対効果をより高めています。	低い

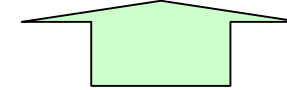
平成22年度 下野市行政評価市民評価シート

事務事業名	乳幼児健康診査事業		所管部課	健康福祉部	健康増進課
意 図	乳幼児健診は、疾病の早期発見や精神運動発達遅滞等を疑われる児の把握、早期療育につなげるとともに、最近では、子どもの虐待の早期発見と個別支援等により、虐待予防を行う。 5歳児健康相談は、3歳児健診までに発見されなかった発達障害児や子どものもつ特性により、スムーズな集団生活に支障をきたすと予測される児と親を対象に、発達二次健診や療育、心理相談等に繋げ、就学に向けての支援を図る。				
事業概要	乳幼児健診(4か月・9か月・1歳6か月・3歳児)、乳幼児発達二次健診、5歳児発達相談、ファーストブック事業。				
必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている			
	章	4 安心して暮らせる健康で明るいまちづくり	節	1 生涯健康のまちづくり	施策
事業種別	根拠法令等	母子保健法(国) 下野市5歳児健康相談実施要領			
	事業種別	市単独事業	×	施設整備や基盤整備等の建設事業	×
事業内容	新規・継続	継続			
	事業詳細・手段	乳幼児健診については、ゆうゆう館において、毎月4回と、乳幼児発達二次健診は年6回実施する。 5歳児健康相談は、幼稚園保育園、教育委員会等の連携のもと、アンケート調査と集団保育場面の観察から、療育機関や心理職の相談に繋げる。			
効率性	市の関与のあり方	事業実施主体である。 5歳児発達相談については、幼稚園、保育園等の連携が必須であるため教育委員会との共催事業として実施している。			
	事業量・頻度	4か月児健診 年12回 (550人) 9か月児健診 年12回 (550人) 1歳6か月児健診 年12回 (550人) 3歳児健診 年12回 (550人) 乳幼児発達二次健診 年6回 (60人見込) 5歳児発達相談 通年(550人) ファーストブック事業 絵本を通して育児支援を図る。12回(550人)			
総事業費(経費内訳)	1節非常勤職員報酬:小児科医・歯科医師	4,500千円			
	7節賃金:保健師助産師心理職等	5,234千円			
計	8節報償費:絵本代等	537千円			
	11-1消耗品費	196千円			
計	11-4印刷製本費:乳幼児管理台帳	116千円			
	11-9医薬材料費:消毒液	101千円			
計	12-3手数料	69千円			
	13節委託料:3歳児健診尿検査	126千円			
計	10,879千円				
年度別事業費	平成21年度 決算 (単位:千円)	平成22年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	234	
	9,835	10,879			

事業推進方針

(乳幼児健康診査事業 - 234 - 健康増進課)

	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業

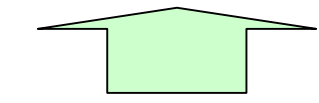


事業推進方針判断に際しての3つの視点		
必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p> <p>乳幼児の健診は、疾病の早期発見などを目的に実施するもので、市民の生命、健康を守るために必要不可欠で、総合計画に位置づけられています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い</p>
	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p> <p>乳幼児健診は、乳幼児の個々の状況を把握し、個別に支援することができる重要な事業です。この事業の縮小は、疾病の早期発見や発達障害児等の支援ができない状況となります。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い</p>
効率性	<p>事務事業の効率性を判断する際には、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているかなど経費削減の改善・工夫をおこなっているか、コストカットを図っているかどうかを判断基準としています。</p> <p>健診業務の医療機関への委託は大都市では先例がありますが、コスト高、ハイリスク者の把握が困難などの課題があります。検診会場を統合するなど見直しも実施していますが、今後とも効率性の高い取り組みをしていきます。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い</p>

平成22年度 下野市行政評価市民評価シート

事務事業名	南河内児童館事業		所管部課	健康福祉部	児童福祉課
意 図	地域のこどもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、子ども達が自ら考え、判断し、行動し、責任をもつという自主性・社会性を身につけさせることを目的とする。そのため安全性を確保しながら、こども一人ひとりの状態を観察し、個々のペースに応じて自立していくことが出来るよう事業を実施し、支援していく。				
事業概要	児童の健全育成に関する総合的な機能を有する施設として、児童に健全な遊びを与えて健康を増進し情操を豊かにする。				
必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている			
	章	4 安心して暮らせる健康で明るいまちづくり	節	2 支え合いのまちづくり	施策
事業種別	根拠法令等	児童福祉法、児童館条例			
	市単独事業	×	施設整備や基盤整備等の建設事業	×	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの
事業内容	新規・継続	継続			
	事業詳細・手段	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の遊び場の提供及び遊びの指導 ・児童館あそびまつり ・春休み、夏休み、冬休みの児童を対象とした教室・イベント ・幼児の親子教室 ・乳幼児の育児相談 季節及び時期によりいろいろな事業を実施する。また、子育て支援の事業所の一つに位置づけられおられますので、いろんな相談を受けており、また、子育て支援のいろんな情報を発信及び情報の提供を行っております。			
効率性	市の関与のあり方	市が事業主体となって、児童福祉法・児童館条例に基づき児童に対して支援、指導する。			
	事業量・頻度	H21年度 児童館開館日数 293日 児童館利用者人数 12,933人 一日平均 45人 開館日：月～土 9時から17時 休館日：日曜祝祭日、年末年始			
効率性	総事業費(経費内訳)	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬 3,780千円 ・報償費 68千円 ・需用費 消耗品費 306千円 食糧費 3千円 光熱水費 2,194千円 賄材料費 8千円 医薬材料費 52千円 ・委託料 1,415千円 合計 7,826千円 			
	年度別事業費	平成21年度 決算 (単位:千円)	平成22年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	266
		8,189	7,826		

事業推進方針	[南河内児童館事業 - 266 - 児童福祉課]
	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業

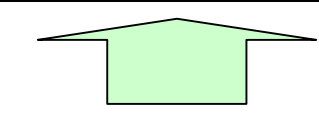


事業推進方針判断に際しての3つの視点	
必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p> <p>児童館は、児童の健全育成に関する機能を有する施設として運営されています。遊びを通して、自主性・社会性を身につけさせ、児童の健全育成を支援していくために重要なもので、総合計画に位置づけられています。</p>
熟度・緊急性	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p> <p>児童館は、子供が安心して安全に遊べる場所を提供しています。この事業の廃止・縮小は、人との係わりの機会の減少や育児不安を持つ母親への各種相談も対応が難しくなる恐れがあります。</p>
効率性	<p>事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫をおこなっているかなどを判断基準としています。</p> <p>児童館運営の必要性は高い状況にありますが、今後、民間委託等の手法も検討していきます。</p>

平成22年度 下野市行政評価市民評価シート

事務事業名	子育て支援センター費 (ゆりかごに委託している事業)		所管部課	健康福祉部	児童福祉課
意 図	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不安等について相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育需要に応じた特別保育事業の積極的な実施・普及促進などの地域の保育資源の情報提供等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。				
事業概要	委託の内容 ・育児不安についての相談及び指導。 ・子育てサークル等の育成及び支援 ・特別保育事業の積極的な実施及び普及促進 ・地域の保育資源の提供				
必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている			
	章	4 安心して暮らせる健康で明るいまちづくり	節	2 支え合いのまちづくり	施策
事業種別	根拠法令等	次世代育成支援対策推進法(国) 地域子育て支援センター条例(市)			
	事業種別	× 市単独事業	× 施設整備や基盤整備等の建設事業	× 設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの	
事業内容	新規・継続	継続			
	事業詳細・手段	育児不安等についての相談指導、子育てサークル及び子育てボランティアの育成・支援、地域の需要に応じた保育サービスの積極的な実施・普及促進、地域の保育資源の情報提供などを実施する。			
効率性	市の関与のあり方	市が事業主体となり、社会福祉法人内木会(あおば保育園)に子育て支援センター事業の運営を委託している。			
	事業量・頻度	子育て支援センターゆりかご 開館日：月曜日から金曜日 9時から15時30分 休館日：土日祝祭日・年末年始 平成21年度利用者数：12,372人 毎日毎日いろんな遊び等を行って子育ての不安の解消を図っております。 相談件数：114件 相談内容 トイレトレーニング、入園の不安、言葉の遅れ、指しゃぶり、卒乳等々の相談が寄せられております。			
総事業費(経費内訳)	事業実施委託料	7,491,000円			
	委託の内訳	人件費	5,810千円	光熱水費	272千円
年度別事業費	講師謝金	147千円			
	消耗品費	644千円			
年度別事業費	医薬材料費	169千円			
	通信運搬費	133千円			
年度別事業費	使用料	200千円			
	賃借料	116千円			
年度別事業費	平成21年度 決算 (単位:千円)	平成22年度 決算見込 (単位:千円)		事務事業番号	283
年度別事業費	7,485	7,491			

事業推進方針	(子育て支援センター費 (ゆりかごに委託している事業) - 283 - 児童福祉課)
	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業

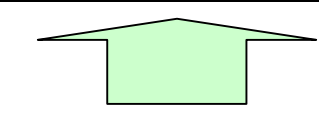


事業推進方針判断に際しての3つの視点	
必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p> <p>子育て支援センターは、地域全体で子育てを支援する基盤形成を図ることにより、家庭での育児支援を行う施設です。子育てに対する不安やストレスの解消、児童虐待の防止などの観点からも必要性は高く、総合計画に位置づけられています。</p>
熟度・緊急性	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p> <p>子育て支援センターは、地域全体で子育てを支援する環境整備を行うとともに、子を持つ親同士の交流の場にもなっています。この事業の縮小は、子育てへの支援が低下する恐れがあります。</p>
効率性	<p>事務事業の効率性を判断する際には、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているかなど経費削減の改善・工夫をおこなっているか、コストカットを図っているかどうかを判断基準としています。</p> <p>子育て支援センターは、社会福祉法人に運営を委託していますが、今後とも、各種事業の内容充実に取り組みます。</p>

平成22年度 下野市行政評価市民評価シート

事務事業名	日中一時支援事業		所管部課	健康福祉部	社会福祉課
意 図	この事業により、在宅介護者の負担軽減が確保され、また障がい者の就労等社会活動への参加、自立の支援が図れる。				
事業概要	障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な病気等の際に、障がい者の一時的な預かりを実施することにより、介護者の休息等の場を提供する。また、同時に障がい者への日常的な訓練等を支援する。				
事業内容	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている			
	根拠法令等	章 4 安心して暮らせる健康で明るいまちづくり	節 2 支え合いのまちづくり	施策 2 障害者福祉	
	事業種別	× 市単独事業	× 施設整備や基盤整備等の建設事業	× 設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの	
	新規・継続	継続			
事業内容	事業詳細・手段	指定委託事業者が障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應する為の日常的な訓練や支援サービスを行う。			
	市の関与のあり方	市が実施主体となって、下野市地域生活支援事業実施要綱に基づき、指定委託事業者が日常的な訓練や支援サービスを行う。			
事業内容	事業量・頻度	社会福祉法人等の24施設に委託 平均1ヶ月あたり、延べ1,000時間利用(30~40人数)			
	効率性	委託料 7,776千円 (軽度) 450円/時間×4時間×6回/月×24人×12ヶ月=3,110,400円 (重度) 675円/時間×4時間×6回/月×24人×12ヶ月=4,665,600円			
事業内容	年度別事業費	平成21年度 決算 (単位:千円) 5,857	平成22年度 決算見込 (単位:千円) 7,776	事務事業番号	304

事業推進方針	[日中一時支援事業 - 304 - 社会福祉課]
	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業

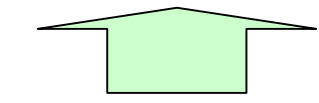


事業推進方針判断に際しての3つの視点		
必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p> <p>この事業は、障がい者を日常的に介護している家族の一時的な病気、冠婚葬祭、休息などの際に、障がい者を日中一時的に預かり、障がい者には機能回復訓練や自立支援のためのサービスを提供するものです。障害者自立支援法に基づき実施され、障害者とその介護者にとって重要なもので、総合計画に位置づけられています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い</p>
	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p> <p>このサービスを提供することにより、障がい者本人はもとより、家族の支援をとおして福祉の向上が図れるため、この事業の縮小は福祉の後退につながる恐れがあります。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い</p>
効率性	<p>事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫をおこなっているかなどを判断基準としています。</p> <p>事業実施は、社会福祉法人などに委託していますが、利用実態などを精査しながら事業を進めていきます。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い</p>

平成22年度 下野市行政評価市民評価シート

事務事業名	福祉タクシー事業		所管部課	健康福祉部	高齢福祉課
意 図	電車、バス等の通常の交通機関を利用することが困難な高齢者や障がい者の交通手段を確保することにより、通院を支援し、外出の機会を増やすことにより、高齢者等の社会生活の向上を図る。				
事業概要	タクシーの基本料金分が無料となる福祉タクシー券を、80歳以上高齢者及び障がい者等に交付する。				
必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている 章 4 安心して暮らせる健康で明るいまちづくり 節 2 支え合いのまちづくり 施策 3 高齢者の生きがいづくりと自立支援			
	根拠法令等	下野市福祉タクシー事業実施要綱			
事業内容	事業種別	市単独事業	× 施設整備や基盤整備等の建設事業	× 設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの	
	新規・継続	継続			
事業内容	事業詳細・手段	社会福祉法人下野市社会福祉協議会に交付及び精算事務を委託して行う。市は、タクシー券の利用について、民間のタクシー事業者と協定を結ぶ手続きを行う。			
	市の関与のあり方	市が事業主体となり、市の福祉タクシー事業実施要綱に基づき、社会福祉法人下野市社会福祉協議会に委託する。			
効率性	事業量・頻度	福祉タクシー券、タクシー利用者証の印刷 ・タクシー券 100枚つづり、900冊 高年齢者用 700冊×220円 = 154,000円 障害者用 200冊×400円 = 80,000円 ・タクシー利用者証 3,000枚×20円 = 60,000円 合計 294,000円 タクシー券の交付・精算(社会福祉協議会に委託) ・対象者 高齢者3,500人、障害者1,300人 ・利用件数及び精算額 2,100件/月×680円×12ヶ月 = 17,136,000円 ・委託事務費(利用料振込み他) 17,136,000円×3% = 514,080円 合計 17,650,080円			
	総事業費(経費内訳)	事業費計 17,945千円(平成23年度予定) 需用費 294千円 委託料 17,651千円			
年度別事業費	平成21年度 決算 (単位:千円)	平成22年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	328	
	16,490	17,525			

事業推進方針	[福祉タクシー事業 - 328 - 高齢福祉課]
	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業

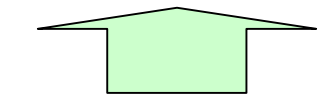


事業推進方針判断に際しての3つの視点		
必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p> <p>この事業は、公共交通機関を利用することが困難な高齢者や障がい者の交通手段を確保し、社会生活上の利便性の向上を図るものです。高齢者の通院や外出機会の増加などにより、生活の質の向上にもつながるため、総合計画に位置づけられています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い</p>
	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p> <p>80歳以上の高齢者と障がい者にタクシーの基本料金分が無料となるタクシー券を交付していますが、現行の受給対象者を維持するべきかどうか課題があります。</p>	<p>高い</p> <p>低い <input checked="" type="checkbox"/></p>
効率性	<p>事務事業の効率性を判断する際には、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているかなど経費削減の改善・工夫をおこなっているか、コストカットを図っているかどうかを判断基準としています。</p> <p>事業実施は、市の社会福祉協議会に委託していますが、交付対象者、交付範囲などを検討するとともに、市の地域公共交通施策との整合性を図りながら検討する必要があります。</p>	<p>高い</p> <p>低い <input checked="" type="checkbox"/></p>

平成22年度 下野市行政評価市民評価シート

事務事業名	長寿祝金事業	所管部課	健康福祉部	高齢福祉課
意 図	市民の長寿を祝し、併せて市民の間に広く老人福祉についての関心と理解を深めるとともに、高齢者自らが心身の健康の向上に努める意欲を促すことを目的とすることによって、介護保険料の軽減が図られる。			
事業概要	市民の長寿を祝し、敬老祝金及び100歳長寿祝金を贈呈する。			
必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされていない 章 - 節 - 施策 -		
	根拠法令等	下野市敬老祝金条例 下野市高齢者に対する記念品等贈呈要綱		
事業種別	市単独事業	×	施設整備や基盤整備等の建設事業	×
			設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの	
事業内容	新規・継続	継続		
	事業詳細・手段	毎年の12月30日をもって75歳以上の高齢者に、敬老週間事業に合わせて、配布会及び民生委員の戸別訪問により敬老祝金を贈呈する。また、年度内100歳到達に併せて、市長の表敬訪問により100歳長寿祝金及び祝詞を贈呈する。		
効率性	市の関与のあり方	市が事業主体となって、市の敬老祝金条例並びに市の高齢者に対する記念品等贈呈要綱に基づき、対象者に敬老祝金及び100歳長寿祝金等を贈呈する。		
	事業量・頻度	75歳以上高齢者全員に、敬老祝金5,000円を贈呈する。贈呈は、敬老週間に併せて、9月に行う。 ・対象者見込人数 = 5,800人(平成21年度実績 = 5,335人) ・報償費 5,000円 × 5,800人 = 29,000,000円 ・需用費 案内用ハガキ代、祝金入れ、対象者リスト印刷他 184,000円 ・委託料 対象者リスト・宛名ラベル作成他 104,000円 合計 29,288,000円 100歳到達者に、長寿祝金100,000円及び祝詞を贈呈する。贈呈は、100歳到達時に市長		
	総事業費(経費内訳)	事業費 30,303千円(平成23年度予定)		
	年度別事業費	平成21年度 決算 (単位:千円)	平成22年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号 334
		27,630	29,564	

事業推進方針	[長寿祝金事業 - 334 - 高齢福祉課]
	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



事業推進方針判断に際しての3つの視点		
必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p> <p>高齢化社会の到来により、高齢者への様々な生活支援や健康づくりなどの取り組みが求められています。長寿祝金は、長寿を祝うとともに、広く高齢者福祉について関心と理解を深めることなどを目的に実施されていますが、受給対象者が年々増加し、現在の支給方法を継続することが難しい状況にあります。また、高齢者福祉は重要施策の一つに位置づけられていますが、この事業は総合計画に位置づけされていません。</p>	<p>高い</p> <p>低い <input checked="" type="checkbox"/></p>
	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p> <p>長寿祝金は、高齢者の増加により受給対象者が毎年増加し、事業費も年々増加しています。この傾向は今後とも変わらないため、支給継続の場合でも、支給対象の範囲、金額などの見直しを考慮せざるを得ない状況になっています。また、長寿祝金は生活関連給付の意味合いも薄いため、廃止・縮小を行った場合でも、市民生活に影響は少ないと考えられます</p>	<p>高い</p> <p>低い <input checked="" type="checkbox"/></p>
効率性	<p>事務事業の効率性を判断する際には、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているかなど経費削減の改善・工夫をおこなっているか、コストカットを図っているかどうかを判断基準としています。</p> <p>この事業については、敬老会事業などの他の高齢者福祉事業との調整を図ることも必要です。この事業の見直しをするため関係団体との協議を行っていますが現在まで調整が済んでいないため、当面現行方式によることとしています。また、県内の長寿祝金の支給状況と比較しても、本市は手厚い支給状況といえるため、支給を継続する場合でも見直しの検討が必要です。</p>	<p>高い</p> <p>低い <input checked="" type="checkbox"/></p>

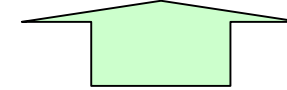
平成22年度 下野市行政評価市民評価シート

事務事業名	農業用施設維持管理事業		所管部課	経済建設部	農政課
意 図	農業用施設の軽微な維持補修 北河原堰はS45年に姿川の改修で設置された堰のラバー外面(カバーゴム)のゴムが劣化及び流木等により激しく裂断されており、早急に補修が必要となった。 宮前堰は地区より板堰以外の堰改修の要望が出ており、H24年度より調査、25年に工事を行う予定。				
事業概要	農業用施設の維持管理を行う。老朽化し使用に耐えなくなった堰を改修する。				
必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている			
	根拠法令等	章 2 知恵と意欲で創造性豊かなまちづくり	節 1 大都市近郊農業の振興	施策 3 農業生産基盤の整備	
事業種別	市単独事業	施設整備や基盤整備等の建設事業	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの		
	新規・継続	継続			
事業詳細・手段	軽微な農道等の修繕は、現状を調査し修繕を行う。 北河原堰に関しては既設ラバーダムを撤去し、新しいラバーに交換、据付を行う。給排気設備、作動装置設置。 宮前堰に関しては今後調査を行いどのように修繕するか協議を行う。				
市の関与のあり方	については市が実施主体となる は国分寺土地改良区が主体で実施するところであるが、予算的に高額であること、技術的・事務的に管理・監督することが困難であるため、土地改良区に替わり市で事業を実施する予定。				
	事業量・頻度	H23 北河原堰(姿川)改修工事实施(エアポンプ式へ) 受益面積 30ha 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 H24 宮前堰(姿川)調査設計委託 団体営調査設計 H25 宮前堰(姿川)改修工事实施 受益面積 92ha			
総事業費(経費内訳)	総事業費 102,000千円 H23 北河原堰改修工事等 500千円 H24 宮前堰改修調査設計ほか 12,000千円 工事費 101,500千円 H25 農業用施設の軽微な維持補修 1,500千円 北河原堰改修工事 100,000千円 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(改修工事) 302,000千円 H23 事業費 100,000千円 × 市10% = 10,000千円				
	年度別事業費	平成21年度 決算 (単位:千円)	平成22年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	133
	191	3,350			

事業推進方針

(農業用施設維持管理事業 - 133 - 農政課)

	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



事業推進方針判断に際しての3つの視点		
必要性	事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。	高い <input checked="" type="checkbox"/> 低い
	この事業は、農業用施設の維持管理を行うもので、農業の生産性の確保、向上のために必要不可欠のもので、総合計画に位置づけがあります。	
熟度・緊急性	事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。	高い <input checked="" type="checkbox"/> 低い
	この事業を縮小することは、堰の崩壊により水田への取水が出来なくなり、水田の機能が確保できなくなる恐れがあるとともに、農業の生産性の低下や耕作放棄地の拡大を招く恐れがあります。	
効率性	事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫をおこなっているかなどを判断基準としています。	高い <input checked="" type="checkbox"/> 低い
	関係団体と協議を継続し負担区分などの見直しを行いながら、費用対効果を十分見極めながら行います。	

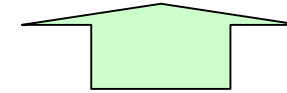
平成22年度 下野市行政評価市民評価シート

事務事業名	共通商品券(プレミア付)発行事業		所管部課	経済建設部	商工観光課
意 図	地元商店の販売促進 冷えた消費に活力を与え、販売額の増加と、地元ならではのサ・ビス向上をはかり満足度の充実につなげる。				
事業概要	3商工会会員の店舗で、共通に使用できる商品券を発行し、市内商業の振興を図る。				
事業内容	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている			
	根拠法令等	章 2 知恵と意欲で創造性豊かなまちづくり	節 2 工業・商業の振興	施策 1 商・工業の振興	
	事業種別	市単独事業	× 施設整備や基盤整備等の建設事業	× 設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの	
	新規・継続	継続			
事業内容	事業詳細・手段	市内全域で使用できるプレミア付の共通商品券発行事業の支援			
	市の関与のあり方	他の事業主体の支援 市内の3商工会が実行組織となり、市が事業補助を行う。			
事業内容	事業量・頻度	平成23年11月 3商工会で一斉発売予定 ・1,000円券×11枚綴り×9,000セットを発行予定 ・発行総額99,000千円のうち、プレミア相当分9,000千円を補助する。			
	効率性	共通商品券(プレミア付)発行事業補助 9,000千円			
事業内容	総事業費(経費内訳)				
	年度別事業費	平成21年度 決算 (単位:千円)	平成22年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	134
		24,000	9,000		

事業推進方針

(共通商品券(プレミア付)発行事業 - 134 - 商工観光課)

	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



事業推進方針判断に際しての3つの視点		
必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p> <p>この事業は、商工会が発行するプレミア付共通商品券の発行にあたり、市がプレミア分の支援をすることによって、市内商業の振興を図るものです。商品券も完売するなど事業効果も高く、総合計画に位置づけられています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い</p>
	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p> <p>プレミア付共通商品券も完売するなど、市内商業の販売額向上に寄与しているといえます。事業の廃止・縮小は、市内商業の衰退の一因となり得る可能性があります。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い</p>
効率性	<p>事務事業の効率性を判断する際には、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているかなど経費削減の改善・工夫をおこなっているか、コストカットを図っているかどうかを判断基準としています。</p> <p>プレミア付共通商品券の販売にあたっては、市広報、新聞折込などで周知し販売促進に努めていますが、プレミア分の負担率や発行額、発行期間などについて、関係団体と検討していく必要があります。</p>	<p>高い</p> <p>低い <input checked="" type="checkbox"/></p>

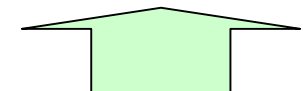
平成22年度 下野市行政評価市民評価シート

事務事業名	中小企業制度融資促進事業		所管部課	経済建設部	商工観光課						
意 図	中小企業者の資金調達の負担軽減と利用促進を図るために、保証料又は利子を補助支援する。										
事業概要	市制度融資利用者の負担軽減のため、保証料の全額又は利子の一部を補助する。										
事業内容	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている									
	根拠法令等	下野市中小企業融資に関する条例									
	事業種別	市単独事業	× 施設整備や基盤整備等の建設事業	× 設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの							
	必要性	<table border="1"> <tr> <td>章</td> <td>2 知恵と意欲で創造性豊かなまちづくり</td> <td>節</td> <td>2 工業・商業の振興</td> <td>施策</td> <td>1 商・工業の振興</td> </tr> </table>				章	2 知恵と意欲で創造性豊かなまちづくり	節	2 工業・商業の振興	施策	1 商・工業の振興
	章	2 知恵と意欲で創造性豊かなまちづくり	節	2 工業・商業の振興	施策	1 商・工業の振興					
事業詳細・手段	新規・継続 継続										
熟度・緊急性	市制度融資貸付にかかる保証料又は商工業者貸付金にかかる利子を補助する。										
効率性	市の関与のあり方	市が事業主体 ・市制度融資利用者・・・栃木県保証協会保証料の補助 ・商工会関連資金利用者・・・利子の一部補助									
	事業量・頻度	・市中小企業制度融資保証料補助 16,800千円 ・市中小企業制度資金利子補助 470千円									
総事業費(経費内訳)	平成23年度 17,270千円(予定)										
年度別事業費	平成21年度 決算 (単位:千円)	平成22年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	147							
	11,597	17,270									

事業推進方針

(中小企業制度融資促進事業 - 147 - 商工観光課)

	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



事業推進方針判断に際しての3つの視点	
必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p> <p>この事業は、市制度融資利用者の負担軽減のために保証料、利子の一部を補助するもので、景気低迷化の現在では重要性の高いもので、総合計画に位置づけられています。</p>
熟度・緊急性	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p> <p>景気回復が遅れた場合、制度融資の利用者と融資額が増加していくことが想定され、この事業を縮小した場合、市内中小企業に与える影響は大きいといえます。</p>
効率性	<p>事務事業の効率性を判断する際には、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているかなど経費削減の改善・工夫をおこなっているか、コストカットを図っているかどうかを判断基準としています。</p> <p>制度融資の利用者は景気の動向に左右されるため、関係金融機関と連絡を密にしながら取り組んでいきます。</p>

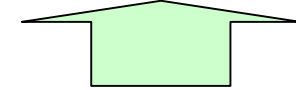
平成22年度 下野市行政評価市民評価シート

事務事業名	石橋駅周辺土地区画整理事業		所管部課	経済建設部	区画整理課																																																
意 図	石橋駅周辺土地区画整理事業の進捗率は、約92%となっているが、ここ数年事業が進まない状況である。 このままの状況が続くことは地権者の不利益になることから、事業の推進を図る必要がある。																																																				
事業概要	土地区画整理事業																																																				
必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている 章 3 都市と田園が共生する快適な環境で躍進するまちづくり 節 1 秩序ある土地利用と快適な住環境づくり 施策 1 秩序ある土地利用の推進																																																			
	根拠法令等	都市計画法及び土地区画整理法																																																			
事業種別	市単独事業	施設整備や基盤整備等の建設事業	× 設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの																																																		
	新規・継続	継続																																																			
事業詳細・手段	事業内容	道路・公園を整備する。 移転の必要な家屋や工作物の移転補償を行う。																																																			
	事業量・頻度	施行面積:5.5ha 計画人口:350人 事業期間:昭和63年度～平成23年度 (清算期間を含んでいない。) 平成22年度の状況 長年懸案であった地権者1名との移転補償契約を締結したことから、移転完了後に区画道路、宅地造成工事を実施する予定。 平成23年度に事業計画変更の認可を得る予定。(平成25年度までの2年延伸)																																																			
効率性	総事業費(経費内訳)	<table border="1"> <tr> <td>総事業費</td> <td colspan="5">880,000千円</td> </tr> <tr> <td>残事業費</td> <td colspan="5">96,765千円</td> </tr> <tr> <td>公債費</td> <td colspan="5">32,591千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td>5,421</td> <td>6,114</td> <td>6,114</td> <td>6,114</td> <td>6,114</td> </tr> <tr> <td>事業</td> <td>1,351</td> <td>29,079</td> <td>51,610</td> <td>13,415</td> <td>13,335</td> </tr> <tr> <td>公債</td> <td>8,322</td> <td>7,457</td> <td>6,746</td> <td>6,116</td> <td>4,433</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td colspan="5">事業計画 事業計画 換地計画 換地処分 変更検討 変更・作成 出来形 確認測量</td> </tr> </table>				総事業費	880,000千円					残事業費	96,765千円					公債費	32,591千円						H21	H22	H23	H24	H25	人件費	5,421	6,114	6,114	6,114	6,114	事業	1,351	29,079	51,610	13,415	13,335	公債	8,322	7,457	6,746	6,116	4,433	事業内容	事業計画 事業計画 換地計画 換地処分 変更検討 変更・作成 出来形 確認測量				
	総事業費	880,000千円																																																			
残事業費	96,765千円																																																				
公債費	32,591千円																																																				
	H21	H22	H23	H24	H25																																																
人件費	5,421	6,114	6,114	6,114	6,114																																																
事業	1,351	29,079	51,610	13,415	13,335																																																
公債	8,322	7,457	6,746	6,116	4,433																																																
事業内容	事業計画 事業計画 換地計画 換地処分 変更検討 変更・作成 出来形 確認測量																																																				
年度別事業費	平成21年度 決算 (単位:千円)	平成22年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	166																																																	
	15,094	42,549																																																			

事業推進方針

(石橋駅周辺土地区画整理事業 - 166 - 区画整理課)

積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
事業内容を見直しながら実施する事業
当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



事業推進方針判断に際しての3つの視点		
必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p> <p>この事業は、良好な住環境を整備するため行われているもので、事業の進捗率は約95%に達しています。早期完了に向けて取り組む必要があり、総合計画に位置づけられています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い</p>
	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p> <p>昭和63年度の事業着手以来、相当の期間が経過しているため早期の完了が望まれます。事業の縮小は、関係者へ相当の影及と不利益を及ぼすため、計画的に進める必要があります。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い</p>
効率性	<p>事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫をおこなっているかなどを判断基準としています。</p> <p>事業(換地処分)を遅らせることは関係地権者の不利益となるため、引き続き理解を得るよう努めながら推進します。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い</p>

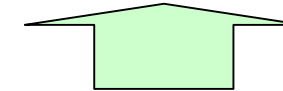
平成22年度 下野市行政評価市民評価シート

事務事業名	市道維持修繕事業		所管部課	経済建設部	建設課
意 図	道路の機能劣化を修繕により維持向上を図る。				
事業概要	市道の機能向上のための修繕事業。				
事業内容	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている			
	根拠法令等	道路法			
	事業種別	市単独事業	× 施設整備や基盤整備等の建設事業	× 設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの	
	事業詳細・手段	新規・継続 継続 下野市生活道路整備修繕要綱(平成21年度制定)に基づき、市民から要望された生活道路の整備・修繕について、部内の検討委員会で評価し、修繕工事を実施する。 また、大規模舗装修繕については、平成19年に実施した路面調査により道路機能の劣化が著しい道路の修繕を行い、機能向上を図る。			
効率性	市の関与のあり方	市が事業主体となる。			
	事業量・頻度	平成23年度総事業費 修繕工事 30箇所 大規模舗装修繕工事 南2-10 W=5.2m L=600m 11,000千円 石8034.7036 W=5.7m L=1000m 20,000千円 石6105 W=7.0m L=1000m 50,000千円 南400 W=6.0m L=1100m 26,000千円			
効率性	総事業費	152,000千円(平成23年度予定)			
	修繕工事	45,000千円			
年度別事業費	大規模舗装修繕工事	107,000千円			
	総事業費(経費内訳)				
年度別事業費	平成21年度 決算 (単位:千円)	平成22年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	179	
	124,000	74,000			

事業推進方針

[市道維持修繕事業 - 179 - 建設課]

	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



事業推進方針判断に際しての3つの視点		
必要性	事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。	高い <input checked="" type="checkbox"/> 低い
	市道の維持修繕は、暮らしに密着した生活道路を歩行者・自転車などが安心して通行できるようにするものです。路面状態の悪い路線の維持修繕は継続的に行う必要があり、この事業は総合計画に位置づけられています。	
熟度・緊急性	事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。	高い <input checked="" type="checkbox"/> 低い
	路面状況が悪化している道路を放置することは安全通行が確保できないため、継続的に維持修繕を行うことが重要です。事業の縮小は、市民生活に相当な影響を与える可能性があります。	
効率性	事務事業の効率性を判断する際には、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているかなど経費削減の改善・工夫をおこなっているか、コストカットを図っているかどうかを判断基準としています。	高い <input checked="" type="checkbox"/> 低い
	事業実施にあたっては、費用対効果を考慮した事業個所の選択と大規模修繕による事業費の集中投資によるコストの縮減を図りながら実施していきます。	

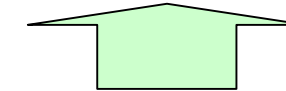
平成22年度 下野市行政評価市民評価シート

事務事業名	市道南1-1号線道路整備事業		所管部課	経済建設部	建設課
意 図	地元要望による側溝整備工事 現在道路幅員は路肩を含め7m確保されているにもかかわらず側溝が未整備である。よって降雨時における周辺宅地等への影響が避けられず、その解消を要する。併せて車道整備も推進した。				
事業概要	(市単)道路改良事業				
必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている 章 3 都市と田園が共生する快適な環境で躍進するまちづくり 節 2 人に優しい交通環境の整備 施策 1 道路・橋梁の整備			
	根拠法令等	道路法			
事業種別	市単独事業	施設整備や基盤整備等の建設事業	× 設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの		
	新規・継続	継続			
事業内容	事業詳細・手段	工事実施に向け調査測量・設計を実施 関係地権者への説明会等を実施 用地買収・補償等の測量調査を行い権利者と契約 工事費積算後、工事発注			
	市の関与のあり方	市が事業主体となる。			
効率性	事業量・頻度	道路整備 道路延長 L = 500m 幅員 W = 8.0m 第1期 H19～H23 JR宇都宮線～東へ350m(県央浄化センター迄) 第2期 H23～H26 JR宇都宮線～西へ150m(国道4号線迄)			
	総事業費(経費内訳)	第1期 全体事業費 C=80,000千円 調査測量設計費 1式 9,500千円 用地費 1式 4,000千円 補償費 1式 6,500千円 工事費 1式 60,000千円 第2期 全体事業費 C=50,000千円 調査測量設計費 1式 7,000千円 用地費 1式 9,000千円 補償費 1式 4,000千円 工事費 1式 30,000千円			
年度別事業費	平成21年度 決算 (単位:千円)	平成22年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	182	
	17,140	33,500			

事業推進方針

(市道南1-1号線道路整備事業 - 182 - 建設課)

	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



事業推進方針判断に際しての3つの視点		
必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p> <p>市道南1-1号線は、側溝が未整備のため降雨時に周辺住宅等への影響が避けられず、その解消が求められています。周辺住民の利便性の向上のため車道整備もあわせて行う必要があり、総合計画に位置づけられています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い</p>
	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p> <p>この事業は、平成19年度からの継続事業で平成23年度をもってJR宇都宮線東側の第1期工事が終了する予定です。この事業の縮小は、完成が遅れ市民サービスの低下につながるため、計画的に進める必要があります。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い</p>
効率性	<p>事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫をおこなっているかなどを判断基準としています。</p> <p>この事業は、第1期工事の最終年度になっているため、計画通り進め早期に完成させる必要があります。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い</p>

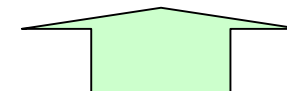
平成22年度 下野市行政評価市民評価シート

事務事業名	橋梁長寿命化修繕事業		所管部課	経済建設部	建設課
意 図	橋梁の健全度40以下(早急な修繕を要する橋梁)の危険な状況から、修繕工事を施し、健全度80以上の当面修繕を要しない状況を確認する。				
事業概要	修繕詳細設計・修繕工事				
事業内容	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている			
	根拠法令等	道路法			
	事業種別	× 市単独事業	× 施設整備や基盤整備等の建設事業	× 設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの	
	事業詳細・手段	新規・継続 新規 下野市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、優先度の高い橋梁から順次、延命措置のための修繕工事をを行い、維持管理費の軽減を図る。			
効率性	市の関与のあり方	市が事業主体			
	事業量・頻度	総事業 15m以上橋 37橋修繕 平成23年度事業 東田橋 L = 70.1 W = 5.5 メタル橋 3径間			
年度別事業費	総事業費 (経費内訳)	総事業費 807,700千円 平成23年度総事業費(予定) 東田橋修繕事業 128,000千円 内訳 詳細設計 9,000千円 修繕工事 119,000千円 修繕工事内容 床版取替え・防護柵取替え・塗装工・下部工補修・橋脚護床工			
	平成21年度 決算 (単位:千円)	平成22年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	199	

事業推進方針

[橋梁長寿命化修繕事業 - 199 - 建設課]

積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
事業内容を見直しながら実施する事業
当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



事業推進方針判断に際しての3つの視点	
必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p> <p>この事業は、早急な修繕を要する橋梁に対して修繕工事を実施する事業です。橋梁の将来的な維持経費の縮減を図るためにも計画的な実施が求められ、総合計画に位置づけられています。</p>
熟度・緊急性	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p> <p>この事業を縮小した場合、橋梁の老朽化が進み落橋等の危険性が増すとともに、将来的な修繕費の増大につながる恐れがあります。</p>
効率性	<p>事務事業の効率性を判断する際には、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているかなど経費削減の改善・工夫をおこなっているか、コストカットを図っているかどうかを判断基準としています。</p> <p>事業の実施に当たっては、修繕工法の比較設計を行うなど、技術的なコストカットを行いながら進めていきます。</p>

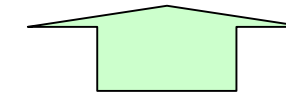
平成22年度 下野市行政評価市民評価シート

事務事業名	自治医大駅バリアフリー整備事業		所管部課	経済建設部	都市計画課
意 図	高齢者及び身体障害者等が公共交通機関を円滑に利用できるような整備をすることにより、利便性や安全性を向上させる。				
事業概要	東口エレベーター 1基、西口エレベーター 1基 連絡通路 1式				
必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている			
	根拠法令等	章 3 都市と田園が共生する快適な環境で躍進するまちづくり	節 2 人に優しい交通環境の整備	施策 2 人に優しい交通環境の整備	
事業種別	× 市単独事業	施設整備や基盤整備等の建設事業		× 設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの	
	新規・継続	新規			
事業内容	事業詳細・手段	・バリアフリー環境整備事業で整備 ・下野市内には、JR東北本線の小金井駅、自治医大駅、石橋駅の3駅があります。小金井、石橋の両駅は平成22年度までに構外エレベーターの整備が完了しますが、自治医科大学附属病院の玄関口でもある自治医大駅には、東西口ともエレベーターがありません。このため高齢者や障害者等の方に不便をかけているため、早急な整備が求められている。			
	市の関与のあり方	市が事業主体			
効率性	事業量・頻度	H22 基本設計 H23 詳細設計及び東口EV工事 H24～25 西口EV工事			
	総事業費(経費内訳)	235,675千円 基本設計 3,675千円 詳細設計 15,000千円 施工監理 3,500千円 工事費 213,500千円			
年度別事業費	平成21年度 決算 (単位:千円)	平成22年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	206	
	0	3,675			

事業推進方針

(自治医大駅バリアフリー整備事業 - 206 - 都市計画課)

	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



事業推進方針判断に際しての3つの視点		
必要性	事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。	高い <input checked="" type="checkbox"/> 低い
	この事業は、高齢者や障がい者などが公共交通機関を円滑に利用でき、すべての人が利用しやすくなるよう整備するもので、総合計画に位置づけられています。	
熟度・緊急性	事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。	高い <input checked="" type="checkbox"/> 低い
	この事業を縮小した場合、高齢者や障がい者などが自治医大駅を利用する際の利便性が向上しないとともに、自治医大病院への通院者に対する配慮にも欠けることとなります。また、すでに設置済みの石橋駅、小金井駅との均衡も図れません。	
効率性	事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫をおこなっているかなどを判断基準としています。	高い <input checked="" type="checkbox"/> 低い
	事業の実施にあたっては、JR東日本と協議が必要不可欠となるため、早期の協議と十分な連絡調整を行いながら進めていきます。	

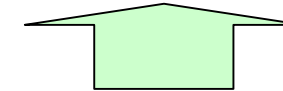
平成22年度 下野市行政評価市民評価シート

事務事業名	水道施設整備事業		所管部課	上下水道部	水道課
意 図	・長期間使用してきた設備は機能低下や故障を起こしやすくなり、施設全体が使用できなくなり長期的に水道水の供給を停止しなくてはならない恐れを無くすため。 ・計画的に機器の入替、改修等を行うことにより、機能低下や故障を未然に防止し、市民に安全な水道水を安定的に供給するため、整備を行う。				
事業概要	配水場や水源施設の施設設備の更新工事を行う。 23年度(予定) 国分寺第7水源設備更新工事(取水ポンプ 75mm、操作盤等) 南河内第5水源設備更新工事(取水ポンプ 125mm、操作盤等)				
必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている			
	根拠法令等	章 5 豊かな自然と調和した快適で安全なまちづくり	節 3 快適な水環境の形成	施策 1 上水道の整備	
事業種別	市単独事業	施設整備や基盤整備等の建設事業		×	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの
	新規・継続	継続			
事業内容	事業詳細・手段	設計を業務委託し、水源設備の更新、修繕工事を業者に発注する。 水道施設を維持して安定した水道水を供給していくには、常に先行した対応が必要である。			
効率性	市の関与のあり方	市が事業主体となる。			
	事業量・頻度	H23	国分寺地区水源更新工事	25,000千円	
効率性	総事業費(経費内訳)	総事業費 5,083,482千円			
		内訳	取水施設	2,379,825千円	
年度別事業費	平成21年度 決算(単位:千円)	平成22年度 決算見込(単位:千円)		事務事業番号	418
		59,217	134,034		

事業推進方針

[水道施設整備事業 - 418 - 水道課]

	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



事業推進方針判断に際しての3つの視点		
必要性	事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。	高い <input checked="" type="checkbox"/>
	長期的使用している設備は、機能低下や機器の故障を起こしやすくなり、最悪の場合、長期的に水道水の供給停止をしなくてはならない恐れがあります。計画的に機器の入れ替えなどを実施していく必要があり、この事業は総合計画に位置づけられています。	低い
熟度・緊急性	事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。	高い <input checked="" type="checkbox"/>
	この事業を縮小した場合、安定的な水道水の供給に支障が生じ、市民生活に重大な影響を与える恐れがあります。	低い
効率性	事務事業の効率性を判断する際には、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているかなど経費削減の改善・工夫をおこなっているか、コストカットを図っているかどうかを判断基準としています。	高い <input checked="" type="checkbox"/>
	計画的な機器の入れ替え、改修などを行いながら機能低下や故障を未然に防止し、費用対効果を考慮しながら計画的に取り組んでいきます。	低い

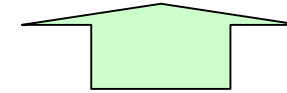
平成22年度 下野市行政評価市民評価シート

事務事業名	浄化槽設置補助金	所管部課	上下水道部	下水道課
意 図	生活排水基本計画に基づき、住環境向上への対応や生活系排水による公共用水の水質汚濁の防止が図られない状態から浄化槽の設置整備を促進し、生活環境衛生と水質の向上を図る。			
事業概要	国・県の補助を受け、浄化槽設置者に補助金を交付して設置のための環境整備を図り、公共下水、集落排水を含めた整備率の向上を目指す。			
必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている		
	根拠法令等	章 5 豊かな自然と調和した快適で安全なまちづくり	節 3 快適な水環境の形成	施策 2 生活排水処理設備の整備
事業種別	国	循環型社会形成推進交付金		
	県	浄化槽設置整備補助金		
事業種別	市	浄化槽設置費補助金交付要綱		
	×	市単独事業	×	施設整備や基盤整備等の建設事業
事業種別	×	施設整備や基盤整備等の建設事業	×	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの
	新規・継続	継続		
事業詳細・手段	国・県の補助を受け、浄化槽設置者に補助金を交付			
	市との関与のあり方	国・県の補助を受けて市が事業主体となる		
事業量・頻度	平成22年度設置数	29基数を見込む		
	5人槽 × 12基			
事業量・頻度	7人槽 × 16基			
	10人槽 × 1基			
事業量・頻度	補助基準額(国算定)	補助限度額(上乗せ分を含む)		
	5人槽 = 332千円	367千円		
事業量・頻度	7人槽 = 414千円	572千円		
	10人槽 = 548千円	907千円		
総事業費(経費内訳)	公共下水道の未計画地区において補助金を交付			
	H18 38,020千円(51件)			
総事業費(経費内訳)	H19 10,448千円(28件)			
	H20 17,390千円(30件)			
総事業費(経費内訳)	H21 11,659千円(23件)			
	H22 14,463千円(29件)			
年度別事業費	平成21年度 決算 (単位:千円)	平成22年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	421
	11,659	14,463		

事業推進方針

(浄化槽設置補助金 - 421 - 下水道課)

	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



事業推進方針判断に際しての3つの視点		
必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p> <p>この事業は、下水の集合処理が困難な地区に、国・県の補助を受けて合併浄化槽の普及促進を図り、生活環境の向上と水質保全を目指すもので、総合計画に位置づけられています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い</p>
	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p> <p>この事業を廃止・縮小した場合、公共下水道の未計画地区に居住する市民の生活環境の向上が図れないとともに、公共用水域の水質の保全が図れなくなります。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い</p>
効率性	<p>事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫をおこなっているかなどを判断基準としています。</p> <p>市が国・県の補助を受けて行う事業のため、制度に基づき適切に推進していきます。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い</p>

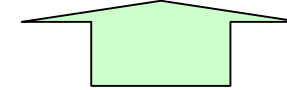
平成22年度 下野市行政評価市民評価シート

事務事業名	公共下水道事業(雨水)	所管部課	上下水道部	下水道課
意 図	計画排水区域の雨水による浸水被害の防止を図る。			
事業概要	公共下水道雨水計画区域に雨水管等を整備する。			
必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている		
	根拠法令等	下水道法		
事業種別	× 市単独事業	施設整備や基盤整備等の建設事業	× 設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの	
	新規・継続	継続		
熱度・緊急性	事業詳細・手段	公共下水道計画区域を対象に国庫補助を受け、下水道雨水管渠を整備し、浸水被害を防止して市民の生命財産を守る。		
事業内容	市の関与のあり方	市が事業主体		
	事業量・頻度	全体計画区域 1,012.0 ha 平成21年度末 整備面積 484.1ha 今後の主な整備箇所は、東路(旧石橋)・大台(旧石橋)・仁良川区画整理地内(旧南河内)		
効率性	総事業費	総事業費 32,760,000千円 H18 85,592千円 H19 16,170千円 H20 81,818千円 H21 2,846千円 H22 131,500千円		
	年度別事業費	平成21年度 決算 (単位:千円)	平成22年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号 425
		2,846	131,500	

事業推進方針

(公共下水道事業(雨水) - 425 - 下水道課)

積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
事業内容を見直しながら実施する事業
当面実施しない事業、または廃止・休止する事業

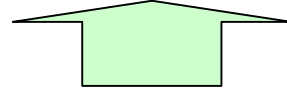


事業推進方針判断に際しての3つの視点		
必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p> <p>この事業は、公共下水道計画区域に雨水管を整備し、浸水被害を防止し生命・財産を守るとともに市民生活の向上を図るもので、総合計画に位置づけられています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い</p>
	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p> <p>この事業の縮小は、雨水による浸水被害の防止が図れず市民生活に相当の影響を及ぼす恐れがあります。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い</p>
効率性	<p>事務事業の効率性を判断する際には、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているかなど経費削減の改善・工夫をおこなっているか、コストカットを図っているかどうかを判断基準としています。</p> <p>事業の実施にあたっては、技術基準の見直しや事業者間の連携を図りながら、工事費の削減を図っていきます。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い</p>

平成22年度 下野市行政評価市民評価シート

事務事業名	幼稚園就園奨励費補助事業	所管部課	教育委員会	教育総務課																				
意 図	保護者の経済的負担を軽減するため、保育料の一部を補助する。																							
事業概要	市内在住で、私立幼稚園へ就園している満3歳、3歳、4歳、5歳児の保護者の経済的な負担を軽減するため、所得階層に応じ保育料の一部を補助する。																							
必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている 章 1 みんなで学び文化を育むふれあいのまちづくり 節 1 次代を担う人材の育成 施策 2 幼児教育の充実																						
	根拠法令等	下野市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱																						
事業内容	事業種別	× 市単独事業	× 施設整備や基盤整備等の建設事業	× 設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの																				
	新規・継続	継続																						
事業内容	事業詳細・手段	<p>所得階層による保護者への補助 (入園料、保育料が対象) (対象年齢: 満3歳、3歳、4歳、5歳)</p> <table border="1"> <tr> <td>A 生活保護世帯</td> <td>220,000 ~ 299,000円</td> <td>小学校1~3年生の兄・姉を有して就園している第1子</td> <td>小学校1~3年生の兄・姉を有して就園している第3子以降扱い</td> </tr> <tr> <td>B 市町村民税所得割非課税世帯</td> <td>190,000 ~ 299,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C " 課税額 34,500円以下の世帯</td> <td>106,000 ~ 299,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>D " 課税額183,000円以下の世帯</td> <td>43,600 ~ 299,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>E 上記以外の世帯</td> <td>5,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			A 生活保護世帯	220,000 ~ 299,000円	小学校1~3年生の兄・姉を有して就園している第1子	小学校1~3年生の兄・姉を有して就園している第3子以降扱い	B 市町村民税所得割非課税世帯	190,000 ~ 299,000円			C " 課税額 34,500円以下の世帯	106,000 ~ 299,000円			D " 課税額183,000円以下の世帯	43,600 ~ 299,000円			E 上記以外の世帯	5,000円		
	A 生活保護世帯	220,000 ~ 299,000円	小学校1~3年生の兄・姉を有して就園している第1子	小学校1~3年生の兄・姉を有して就園している第3子以降扱い																				
B 市町村民税所得割非課税世帯	190,000 ~ 299,000円																							
C " 課税額 34,500円以下の世帯	106,000 ~ 299,000円																							
D " 課税額183,000円以下の世帯	43,600 ~ 299,000円																							
E 上記以外の世帯	5,000円																							
市の関与のあり方	市が事業主体となる																							
事業量・頻度	市内在住で私立幼稚園へ就園している満3歳、3歳児、4歳、5歳の保護者へ、所得階層に応じ保育料の一部を補助 対象園児 1,383名 (平成21年度実績)																							
効率性	幼稚園就園奨励補助事業 (平成21年度実績)	81,530千円																						
	内訳 需用費 22千円 委託料 78千円 補助金 81,430千円 (国の補助区分等により支出) ・所得割課税額 183,000円以下 901名 79,086千円 ・所得割課税額 183,000円以上 482名 2,344千円																							
年度別事業費	平成21年度 決算 (単位:千円)	平成22年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	4																				
	81,530	79,254																						

事業推進方針	(幼稚園就園奨励費補助事業 - 4 - 教育総務課)
	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



事業推進方針判断に際しての3つの視点		
必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p> <p>この事業は、私立幼稚園に通園している児童の保護者の経済的負担を軽減し、幼児教育の振興を図るため行われています。子育て支援の一環として重要性は高く、総合計画に位置づけられています。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い</p>
	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p> <p>国の制度に基づく事業ですが、事業を廃止・縮小した場合、実施している他市町村との公平性が確保できず、市民の不公平感・不満が生ずる恐れがあります。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い</p>
効率性	<p>事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫をおこなっているかなどを判断基準としています。</p> <p>国の制度に基づく事業であるため、適切に事業を推進していきます。</p>	<p>高い <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>低い</p>

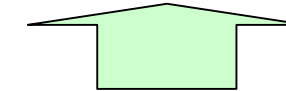
平成22年度 下野市行政評価市民評価シート

事務事業名	ひとり学び応援事業		所管部課	教育委員会	学校教育課
意 図	(事業を行わないことによる望ましくない状態) ・パソコン教室機器の更新をしないことにより、情報教育の停滞が起こる。 (事業を行うことによる望ましい状態) ・eラーニングの導入により、児童生徒1人1人の能力適正に応じた学習環境を提供する。・家庭での自宅学習を援助し、学校での授業の浸透を図る。・インフルエンザなどで学級閉鎖等の際の授業支援を行う。・不登校などの児童生徒の学習支援を行う。				
事業概要	中学校4校パソコン教室機器管理、eラーニングの導入 経過 ・「e-ラーニングを活用したひとり学びの実践」研究開始(石橋北小学校)(平成21年10月～) ・県教育研究発表大会で石橋北小学校研究発表(平成22年1月30日)				
必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている			
	根拠法令等	章 1 みんなで学び文化を育むふれあいのまちづくり	節 1 次代を担う人材の育成	施策 3 教育内容の充実	
事業種別	事業種別	市単独事業	× 施設整備や基盤整備等の建設事業	× 設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの	
	新規・継続	新規			
事業内容	事業詳細・手段	中学校パソコン教室の更新に合わせ、eラーニングを導入する。 ・中学校パソコン教室機器の更新 南河、南河二、石橋、国分寺中学校 ・eラーニングシステムの導入 ラインズ社「eライブラリアドバンス」 中学校4校及び石橋北小1校 計5校 (石橋北小はH21より試験運用) 適応指導教室「スマイル教室」			
	市の関与のあり方	市が事業主体			
効率性	事業量・頻度	・システム機器 導入校:南河中、南河二中、石橋中、国分寺中及び石橋北小(モデル校) PC教室機器(各校40台×5校、200台) ・eラーニングシステム ラインズ社「eライブラリアドバンス」 1校1年間使用料500千円×5年×5校=12,500千円 H22リース料12,511千円のうち、システムリース料約1,260千円(他はPC教室機器分) ・システムの特徴:PC教室での授業利用の他、家庭から児童生徒の学習進度に合わせた自主学习が行える。また、教師用に学習教材・テスト問題集などが活用できる。 ・中学校でのPC教室使用頻度:1クラスあたり週1回程度			
	総事業費(経費内訳)	H22事業費 12,511千円 賃借料 12,511千円			
年度別事業費	平成21年度 決算 (単位:千円)	平成22年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	23	
	0	12,511			

事業推進方針

[ひとり学び応援事業 - 23 - 学校教育課]

	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



事業推進方針判断に際しての3つの視点		
必要性	事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。	高い <input checked="" type="checkbox"/> 低い
	この事業は、中学校のコンピュータ教育を推進するためのもので、中学校4校パソコン教室の機器管理とeラーニングを導入するものです。eラーニングの導入により、生徒一人ひとりの能力・適正に応じた学習環境の提供を図ることができ、総合計画に位置づけられています。	
熟度・緊急性	事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。	高い <input checked="" type="checkbox"/> 低い
	この事業を縮小した場合、情報機器の更新ができなくなり教育環境の低下につながるほか、古いシステムを使用した授業を行わざるを得ないため、現実社会との乖離が生じ授業効果が低下する恐れがあります。	
効率性	事務事業の効率性を判断する際には、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているかなど経費削減の改善・工夫をおこなっているか、コストカットを図っているかどうかを判断基準としています。	高い <input checked="" type="checkbox"/> 低い
	計画的に機器を更新することにより、効果的・効率的な利用を図っていきます。	

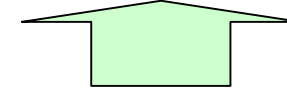
平成22年度 下野市行政評価市民評価シート

事務事業名	薬師寺小学校校舎改修事業		所管部課	教育委員会	教育総務課
意 図	耐震診断の結果、基準より耐震力が低いため補強が必要。また、築40年近くが経過し施設の老朽化が著しく、雨漏り、トイレの悪臭、使いやすさ等を改善するため、大規模な改修を行い教育環境を整備する。また、改修に合せ汚水排水を公共下水道に接続する。				
事業概要	校舎耐震補強及び大規模改修工事				
必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている			
	章	1 みんなで学び文化を育むふれあいのまちづくり	節	1 次代を担う人材の育成	施策
根拠法令等	大規模地震対策特別措置法				
事業種別	x	市単独事業	施設整備や基盤整備等の建設事業	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの	
事業内容	新規・継続	継続			
	事業詳細・手段	・耐震補強工事の実施 建物が地震時に壊れにくくするために、建物の弱い部分の柱と柱の間に鋼鉄製の補強材を設置し耐震性を高める。 ・大規模改修工事の実施 建物外側の屋根の張替え、外壁の塗り替え、内部の床、壁等の張替え、家具の入替え、トイレの造り替え等の大規模な改修			
効率性	市の関与のあり方	市が実施			
	事業量・頻度	教室棟 RC3階建 1,325㎡ 管理棟 RC3 2,327㎡ の耐震補強工事及び外装の防水改修、給排水施設等の改修 ・22年度までに耐震補強工事完了 ・23年度は教室棟、24年度に管理棟の大規模改修工事を実施予定			
効率性	総事業費(経費内訳)	実施設計 20,451千円 耐震補強工事 64,314 改修工事 353,102 H23教室棟 118,023 H24管理棟 235,079 排水施設工事 17,000 計 437,867千円			
	年度別事業費	平成21年度 決算 (単位:千円)	平成22年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	42
		34,314	33,854		

事業推進方針

[薬師寺小学校校舎改修事業 - 42 - 教育総務課]

	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



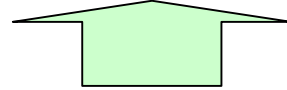
事業推進方針判断に際しての3つの視点		
必要性	事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。	高い <input checked="" type="checkbox"/> 低い
	学校は、児童・生徒が一日の大半を過ごす場であると同時に、災害時の避難場所にもなります。薬師寺小学校は、築40年程度が経過し施設の老朽化が激しい状態であるため、耐震補強とともに大規模改修工事が必要で、この事業は総合計画に位置づけられています。	
熟度・緊急性	事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。	高い <input checked="" type="checkbox"/> 低い
	この事業を縮小した場合、地震時の危険性が増大し安全性が確保できません。また、施設の老朽化は、教育環境の低下につながるため大規模化改修を行い、教育環境の向上にも努める必要があります。	
効率性	事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫をおこなっているかなどを判断基準としています。	高い <input checked="" type="checkbox"/> 低い
	改修にあたっては、夏休みを利用した短期間での施工や工法の検討などを行ないながら実施します。	

平成22年度 下野市行政評価市民評価シート

事務事業名	石橋公民館管理運営事業		所管部課	教育委員会	生涯学習課
意 図	地域に根ざした生涯学習の中核施設として地域課題を的確に把握し、あらゆる世代に親しまれる各種講座の開催を行うことで市民の自発的な学習を促進する。また、自主サークル、各種団体への情報提供や支援を行い、市民による相互学習を促進する。各種講座の開催や自主サークルなどの支援を通じて市民の自立を促すことで自治意識の向上を図り、市民によるまちづくりの足がかりとする。				
事業概要	市民の生涯学習の場として、また ふれあいと潤いの場としての機能を十分に生かして、高齢者、一般成人、青少年を対象とした講座・教室を開催することによって、地域住民の趣味・教養を深め自発的な学習を助長することを目的とするとともに、自主サークル、各種団体への育成支援に努める。				
必要性	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている			
	根拠法令等	社会教育法、公民館の設置及び運営に関する基準 下野市公民館設置条例、下野市公民館設置条例施行規則			
事業種別	市単独事業	×	施設整備や基盤整備等の建設事業	×	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの
	新規・継続	継続			
事業詳細・手段	市民の学びの場として、教育・文化の振興、健康の増進など市民の社会生活向上を目的に各種講座を開催する。また、自主サークルへ活動の場を提供するとともに、新規サークルの育成を含めて各サークルの活動支援を行う。 公民館まつりの開催については、より多くの市民の方に交流と親睦を図ってもらうため、実行委員会を設置し、市民と公民館の協働による公民館まつりを実施する。 ・各種公民館講座、教室の開催(家庭・青少年・成人・高齢者学級) ・公民館自主サークルの育成、支援 ・公民館まつりの開催 ・公民館施設管理運営業務				
市の関与のあり方	石橋公民館が事業主体となり、講座の開催や管理運営を行い、自主サークル活動への発展支援を行う。				
事業量・頻度	・H23年度公民館利用者見込 ・開館日数 283日/年 ・利用者数 38,000人/年 ・利用件数 2,600件/年 ・21年度実績 講座数 16講座 受講者延べ人数1,379人 開館日283日 利用件数 2,518件		・管理委託について 定期清掃 3回 電気保安 6回 消防点検 2回 シルバー管理 年間		
効率性	平成23年度予定事業費 23,364千円 ・報酬 14,820千円 ・旅費 34千円 ・役務費 211千円 ・使用料及び賃借料 1,392千円 ・負担金補助及び交付金 66千円 ・報償費 734千円 ・需用費 3,219千円 ・委託料 2,859千円 ・原材料費 29千円				
年度別事業費	平成21年度 決算 (単位:千円)	平成22年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	64	
	22,545	23,364			

事業推進方針

	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業

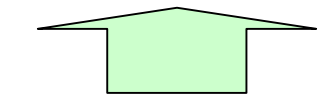


事業推進方針判断に際しての3つの視点	
必要性	事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。 公民館は、生涯学習の活動拠点として、市民の多様な学習ニーズに対応した学習機会の場を提供するために重要な施設です。また、市民の生涯学習に対するニーズは、ますます多様化・高度化しているため、総合計画に位置づけられています。
熟度・緊急性	事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。 公民館は、社会教育の中核的施設で、生涯学習の場となっています。今後とも充実した学習の機会を提供していくことが必要で、事業の廃止・縮小は、市民ニーズに応えられなくなります。
効率性	事務事業の効率性を判断する際には、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているかなど経費削減の改善・工夫をおこなっているか、コストカットを図っているかどうかを判断基準としています。 より多くの市民が参加できるような講座を開催するなど、地域の学習の場、交流の場の機能を強化するよう環境を整えていきます。

平成22年度 下野市行政評価市民評価シート

事務事業名	市民体育祭開催事業		所管部課	教育委員会	スポーツ振興課
意 図	種目別競技大会については、全市を対象とした自治会対抗形式の大会にすることで3地区の融和と一体化を図り、石橋、国分寺地区については地区ごとに運動会を開催し、南河内地区については運動会に替わるスポーツフェスティバル開催しスポーツと触れ合える環境づくりと、地域コミュニティの推進を図る。				
事業概要	市内3地区の融和と一本化を図り、合わせて子供から高齢者までの広い市民の各層参加のもと、地域コミュニティの推進を図るため全市を対象とした自治会対抗形式の大会(ティーボール大会、キンボール大会)の開催、また、石橋・国分寺地区の運動会、南河内地区のスポーツフェスティバルを開催する。				
事業内容	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている			
	根拠法令等	スポーツ振興法			
	事業種別	市単独事業	× 施設整備や基盤整備等の建設事業	× 設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの	
	新規・継続	継続			
必要性	事業詳細・手段	市民体育祭をだれもが容易に参加できる種目別の競技としてティーボール大会、キンボール大会開催した。また、地域住民のスポーツと触れ合える環境と地域コミュニケーションを図るために石橋・国分寺地区において地区地運動会を開催し、南河内地区は交流大会や体感種目に分け地区のスポーツフェスティバルを開催した。準備、運営については自治会、体育指導員、体育協会等の協力を得て実施し、コミュニティの推進と融和と一体化を図るとともにスポーツの普及を図った。			
	市の関与のあり方	市が自治会、体育指導員、体育協会等の協力を得ながら事業を推進する。			
熟度・緊急性	事業量・頻度	石橋、国分寺地区は、地区運動会を開催し、南河内地区については、平成21年度から地区運動会に替わる南河内地区スポーツフェスティバルを新たに開催した。運動会参加自治会は石橋地区26自治会・国分寺地区23自治会、各地区共に2,000人以上の参加者があり、又南河内地区スポーツフェスティバルは交流種目6・体験種目7を実施し、参加人数約400名の参加があった。種目別の競技としてティーボール大会、キンボール大会を実施し、ティーボール大会参加自治会28自治会(約400名)、キンボール大会参加自治会24自治会(約240名)参加があった。			
	総事業費(経費内訳)	報償費 1,810 市民体育祭、スポーツフェスティバル関係副賞・参加賞 需用費 1,650 消耗品費・燃料費・食糧費・賄材料費・医薬材料費 役務費 423 保険料 委託料 50 花火打上料 使用料及び賃借料 210 仮設トイレ借上料			
効率性	年度別事業費	平成21年度 決算 (単位:千円)	平成22年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	71
		4,143	4,500		

事業推進方針	[市民体育祭開催事業 - 71 - スポーツ振興課]
	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



事業推進方針判断に際しての3つの視点		
必要性	事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。	高い <input checked="" type="checkbox"/> 低い
	市民体育祭は、スポーツに親しむ機会を提供するとともに、市民が楽しく交流しながら一体感の醸成や融和を深めることを目的にしています。また、この事業は地域コミュニティの推進のためにも有益で、総合計画に位置づけられています。	
熟度・緊急性	事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。	高い <input checked="" type="checkbox"/> 低い
	この事業を廃止・縮小した場合、誰もが気軽にスポーツを親しむ機会や地域コミュニティの連携強化を阻害する要因にもなり得る恐れがあります。	
効率性	事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫をおこなっているかなどを判断基準としています。	高い <input checked="" type="checkbox"/> 低い
	今後とも、競技種目、参加賞のあり方など、運営方法について関係機関と協議しながら改善を図っていきます。	

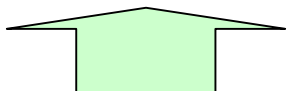
平成22年度 下野市行政評価市民評価シート

事務事業名	芸術文化事業		所管部課	教育委員会	文化課
意 図	1 市民芸術文化祭の開催により市民が様々な芸術文化に触れ、交流することで市全体の芸術文化の向上を図り、芸術活動への参加及び創作意欲の高揚を喚起し、豊かに暮らすための文化振興活動の活性化を図れる。 2 文化協会等への支援により各団体の自主事業運営の推進を図り、市民の芸術文化活動への参加が促進する。 3 小・中学生に質の高い芸術文化鑑賞の機会を提供することにより子どもの豊かな心や感性、創造性やコミュニケーション能力をはぐくむとともに芸術に対する興味・関心を喚起し、地域文化の担い手を育成する。				
事業概要	しもつけ市民芸術文化祭実行委員会の開催支援、小・中学生を対象とした鑑賞会の実施及び下野市文化協会等の文化団体への支援				
事業内容	総合計画での位置づけ	総合計画に位置づけされている			
	根拠法令等	章 1 みんなで学び文化を育むふれあいのまちづくり	節 3 豊かに暮らす文化の振興	施策 1 文化・芸術活動の促進	
	事業種別	市単独事業	× 施設整備や基盤整備等の建設事業	× 設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの	
	新規・継続	継続			
必要性	事業詳細・手段	1 市民団体・グル - プ・個人が参加する芸術文化祭の実施により芸術文化活動の活性化を図る。 2 下野市文化協会等への財政支援をすることにより、団体の自主運営の推進を図る。 3 小中学生への芸術文化鑑賞会を、小学校は4地区に分けて中学校区ごとに、中学校は各学校ごとに行なう。			
必要性	市の関与のあり方	1 市民芸術文化祭は実行委員会が主体であり、市は構成団体である。財政支援と実行委員会事務局として協力。 2 下野市文化協会及び下野市書道連盟へ財政支援			
	事業量・頻度	1 文化祭 参加 5,000人(舞台部門・展示部門・書道部門・茶華道部門) 2 文化協会 会員 1,300人(21部門で96団体加盟) 3 書初め大会 参加 200人(新春書きぞめ大会実行委員会主催) 4 小中学校芸術文化鑑賞会 中学校 1,800人(4校) 小学校 3,800人(中学校区で実施 石橋地区4校・国分寺地区3校 グリ - ソタウン地区2校・南河内地区3校)			
必要性	効率性	総事業費 6,000千円(平成23年度予定) 1 芸術文化祭事業費(補助金、賃借料等) 1,400千円 2 市文化協会補助金 550千円 3 市書道連盟補助金 100千円 4 小中学校芸術文化鑑賞等(委託料・バス借上げ等) 3,720千円 5 その他(印刷費等) 230千円			
	年度別事業費	平成21年度 決算 (単位:千円)	平成22年度 決算見込 (単位:千円)	事務事業番号	87
		4,377	7,286		

事業推進方針

(芸術文化事業 - 87 - 文化課)

	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



事業推進方針判断に際しての3つの視点		
必要性	事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。	高い <input checked="" type="checkbox"/> 低い
	この事業は、市民が様々な芸術文化に触れることで、文化振興活動の活性化を図るとともに、小中学生に質の高い芸術文化鑑賞会を提供することにより、心豊かな感性、創造性を育むもので、総合計画に位置づけられています。	
必要性	事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。	高い <input checked="" type="checkbox"/> 低い
	この事業を縮小することは、市民文化の創造と発展を阻害するとともに、市民の文化芸術活動への意欲が減退する一因ともなり得る恐れがあります。	
必要性	事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫をおこなっているかなどを判断基準としています。	高い <input checked="" type="checkbox"/> 低い
	事業の推進にあたっては、市民、団体、市がそれぞれの役割と責務を担いながら、相互に連携、協力して文化の振興に務めていきます。	